

平成22年5月13日

文部科学大臣 川端 達夫 殿
文部科学副大臣 中川 正春 殿
文部科学副大臣 鈴木 寛 殿
文部科学大臣政務官 後藤 斎 殿
文部科学大臣政務官 高井 美穂 殿
文化庁長官 玉井 日出夫 殿

美術史学会
代表委員 小佐野 重利

美術品の国家補償制度の設立に対する意見表明

美術史学会は、1949年創設以来60年にわたり学会員相互の連絡を図り、その全国的な協力によって美術史学の発展に寄与することを目的として、さまざまな学術的事業を展開している。この間、美術史研究の順調な進展に伴い、2,486名の会員を擁する人文系有数の学会に成長した。その中には、現在、国公立、並びに私立の美術館・博物館等に学芸員として勤務する会員は約3分の1を占め、また勤務経験のある会員、さらに将来美術館・博物館への就職を希望する大学院生会員を併せると優に1000名を超える。

本学会の事業の柱の一つとして、会員の研究環境の均等化およびその改善整備に努めている。会員の多くが研究および職務上深く関与する我が国の美術館・博物館における作品収蔵管理・展示企画および運営の高度化に寄与することはもとより、学芸員の研究環境・待遇の変化に対しても、毎年シンポジウムを開催して、状況把握と改善策の検討に取り組んでいるところである。

さて、本学会規約には、美術史学の研究者共同の便宜利益を図るための社会的活動が挙げられているところから、その活動の一環として、学会は特別に「美術品の国家補償制度に関する検討ワーキング」を設置し、文化庁をはじめ諸方面で行われている議論を検討した上で、今回の意見表明に至った。

本学会は、美術作品や作家など美術全般について研究することを目的とし、その成果を社会に還元する責務を負っている。そもそも美術館・博物館における展覧会は、単なる催事事業ではなく、美術に関する研究活動の成果を社会に広く周知する機会である。我が国における研究成果は、広く世界の美術館などの研究機関に発信され、また諸外国での研究が我が国の研究の発展に寄与することも多く、国際的な学術交流が行われている。こうした学術交流を推進する展覧会事業を国際的規模において行うことを支える基盤として、すでに先進国の多くは国家補償制度を導入しているところである。この制度は、美術品の国際間での貸借・移動を容易にし、また世界的な巡回展の開催を促進している。国際的な潮流に鑑みるならば、文化立国を標榜する日本においても、国家補償制度が設立されることは必須要件である。

また、文化芸術振興基本法第一章第二条第3項に「国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」と謳っている通り、展覧会の受益者が国民である以上は、国立、公立および私立の別を問わず、国内の美術館・博物館で開催されるあらゆる展覧会の主催者が、この制度の適用に申請する資格を有するようにするべきである。

なお、その適用審査に際しては、大都市で開催される大規模な展覧会だけでなく、国民の美術鑑賞力を育むという教育目的からも、研究成果の公開を目的とした学術的・文化的意義を持った展覧会をも積極的に採用すべきである。

以上の観点より、美術史学会は美術品の国家補償制度の早急な設立と公正な審査方式の策定が望ましいと考える。